公共調達の適正化について（平成18年８月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第４

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（東富士演習場） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先　幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和8年9月4日	御殿場市印野財産区 印野支所 御殿場市印野1699	－	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	78,665,784円	78,665,784円	100.00%					
賃貸借契約（東富士演習場） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先　幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和8年9月4日	御殿場市印野財産区 印野支所 御殿場市印野1699	－	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	125,860,632円	125,860,632円	100.00%					
賃貸借契約（東富士演習場） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先　幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和8年9月4日	御殿場市玉穂財産区 御殿場市玉穂支所 静岡県御殿場市茱萸沢750	－	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,795,080円	1,795,080円	100.00%					
賃貸借契約（東富士演習場） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先　幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和8年9月4日	御殿場市高根財産区 御殿場市高根支所 御殿場市塚原74-16	－	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	7,180,320円	7,180,320円	100.00%					
賃貸借契約（滝ヶ原駐屯地） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先　幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和8年9月4日	御殿場市玉穂財産区 御殿場市玉穂支所 静岡県御殿場市茱萸沢750	－	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	45,644,076円	45,644,076円	100.00%					
賃貸借契約（東富士演習場） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先　幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和8年9月4日	情報公開法第５条第２号に基づき記載しない	－	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	85,603,776円	85,603,776円	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年８月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年６月１日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第４

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（滝ヶ原駐屯地） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先　幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和8年9月4日	情報公開法第５条第２号に基づき記載しない	－	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	165,859,596円	165,859,596円	100.00%					
賃貸借契約（富士営舎地区） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先　幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和8年9月4日	情報公開法第５条第２号に基づき記載しない	－	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	444,249,972円	444,249,972円	100.00%					
南関東防衛局（８）事務用備品（多機能電話機用基板） 一式	支出負担行為担当官 南関東防衛局長 鋤先　幸浩 神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	令和8年9月9日	電通工業（株） 東京都品川区東大井5-2K-11ビル	7010401018749	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	13,123,000円	13,123,000円	100.00%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。